

《史料翻刻》

「御中屋鋪御普請記録」（萩藩江戸屋敷作事記録）

山口県文書館所蔵毛利家文庫

〔解題〕

現在山口県文書館に所蔵されている萩藩の藩政史料・毛利家文庫の中に、同藩江戸屋敷の作事の経過をまとめた史料（作事記録）が十三点（十四冊）が残されている。そのうち享保十六年（一七三一）から寛政七年（一七九五）までに行われた六回の作事の記録六点（七冊）は、作事記録研究会編『萩藩江戸屋敷作事記録』（中央公論美術出版、二〇一三年）に収録された。その後本データベースで二〇二二年に同書で割愛されたうちの一点、「麻布御部屋御裏両御殿御普請記録」（文政二〜三年（一八一九〜二〇））、毛利家文庫請求番号Ⅱ八館邸40）を翻刻公開した。今回はそれに引き続き「御中屋鋪御普請記録」（毛利家文庫、八館邸13）を翻刻する。

同史料は、明和八年（一七七二）に萩藩七代藩主毛利重就の嫡子治親と御三卿田安德川宗武の五女節姫の婚姻に先立って、中屋敷に殿舎を新築した際の記録である。萩藩は江戸城直近の桜田門外に上屋敷（二万三四一坪余）、麻布に下屋敷（三万三七八〇坪）を拝領所持していたが、それに加えて上屋敷に程近い虎ノ門内で元禄十二年（一六九九）・正徳三年（一七一三）・宝暦十一年（一七六一）の三度にわたって大名・旗本らと相對替をおこない、都合三六四三坪余の中屋敷を獲得していた。嫡子夫妻の新住居は新シ橋（あたらしばし）屋敷と呼ばれたこの中屋

敷に造営された。作事は明和八年十一月に完了し、翌十二月には節姫の輿入れも無事おこなわれたが、そのわずか二か月後の同九年二月二十九日に起こった火事（明暦の大火に次ぐ江戸第二の火災である目黒行人坂の大火）に類焼し灰燼に帰した。作事の際に作成された差図等も現存せず、今回翻刻した作事記録が新築された殿舎の様子を窺い知る貴重な史料となっている。

〔凡例〕

- (1) 翻刻にあたっては底本の体裁をできるだけ残すよう努めたが、形式の統一や変更を加えたところもある。
- (2) 本史料のうち第四十二・四十三の二節分は錯簡のため末尾に綴じ込まれているが、それを原位置に戻して翻刻した。
- (3) 本文に適宜読点（、）および並列点（・）を補った。
- (4) 敬意を表す闕字（一字空き）・平出（改行）は省略した。
- (5) 漢字の字体は原則として現行字体とし、変体仮名や合字（より・シテ）は適宜平仮名または片仮名に改めた。
- (6) 誤字・脱字は原文のまま翻字した上で、□で囲んだ校訂注を付けた。同じ誤字等が頻出する場合は初出箇所のみ注記した。ただし当時慣用的に使われていた誤字・当て字は注記を省略した。
- (7) 史料中の抹消・訂正箇所は原則として訂正後の文字だけを翻刻した。
- (8) 説明を必要とする語句に側注を付けた。

筑波大学社会工学commons データバンク・プロジェクト

作成者 藤川昌樹・宮崎勝美

〔原表紙題箋〕
明和八卯年

御中屋鋪御普請記録

益田隼人広道 役中
佐世六郎左衛門広嘉

〔扉〕
明和八辛卯正月ヨリ同十一月マテ

御中屋鋪御普請記録

益 隼人殿 頭人
檜崎五兵衛

佐 六郎左衛門殿 御役中

児 三郎右衛門殿

目録

- 一 一、御普請御企之事
- 二 一、御普請銀御手当之事
- 三 一、御作事役人追々被仰渡候之事
- 四 一、御作事方役人其外誓紙之事
- 五 一、御作事会所并大工木屋建調之事
- 六 一、新御普請御斧始之事
- 七 一、古御家解除之事
- 八

- 一、深川御屋敷江御材木小屋建調之事
- 九
一、稻荷社引直之事
- 十
一、上水呼井戸樋之事
- 十一
一、堀抜井戸壺ヶ所調之事
- 十二
一、御蔵三ヶ所建調、同式ヶ所實返之事
- 十三
一、御長屋五棟并外輪籠塀建調之事
- 十四
一、於大坂御材木御買上、大廻りを以江戸被差登候事
- 十五
一、御台所一棟・長局二棟之切組材木松板・ひしき竹・蕨縄・上野土・釘類大廻りを以江戸被差登候事
- 十六
一、御祈禱被仰付候事
- 十七
一、火消道具用意之事
- 十八
一、諸職人江御酒被下候事
- 十九
一、御裏御門石橋懸替二付公儀御普請方衆見分罷越候之事
- 二十
一、御表御座ノ間御柱立之事
- 二十一
一、隼人殿より御作事江御酒被下候事
- 二十二
一、御表地鎮御祈禱之事
- 二十三
一、御表御座ノ間御棟上、御裏御殿御柱立、同御門御棟上、御表御蔵御棟上之

事

二十四

一、日笠被差免候事

二十五

一、香篝散被下候事

二十六

一、若殿様御普請御見分御出ニ付問ケ状、同被遊御出候事

二十七

一、若殿様被成御意御作事中江御酒被遣候事

二十八

一、御慎ニ付御普請被差止候事

二十九

一、御裏地鎮御祈禱之事

三十

一、御裏御棟上之事

三十一

一、御普請為御見分若殿様被遊御出候事

三十二

一、御両殿様御普請為御見分被遊御出候事

三十三

一、御裏御本門砂利留為見分御普請方衆被罷越候事

三十四

一、御台様薨御ニ付御普請被差止候之事

三十五

一、御家堅墓目御祈禱之事

三十六

一、安鎮御祈禱修行之事

三十七

一、御裏御本門通初之事

三十八

一、御裏安鎮御祈禱之事

三十九

一、御普請御成就ニ付御殿其外御上屋敷御作事方江引渡之事
四十

一、若殿様御引移之事

四十一

一、御普請御成就ニ付役人中御目見被仰付候事

四十二

一、御普請御成就ニ付御料理被下、拝領物被仰付候事

四十三

一、御用達町人中江御料理被下并御目録被下候事

四十四

一、公儀御普請方衆江御目録被下候事

四十五

一、御作事役人中其外江御普請銀之内を以被就御気候事

四十六

一、御作事懸り之足輕以下江昼飯代被立下候事

四十七

一、御作事懸り之人数追々御国被差下、御番手之者ハ組々差返候之事

四十八

一、御中屋敷惣間敷・坪数之事

(小口)
一一一

御普請御企之事

一、田安より御入輿⁽¹⁾御差向被成候御事ニ御座候へ共、御中屋鋪江両御殿御普請被仰付候
而は一躰御手狭之儀故、思召も有之、段々御屋敷之御吟味相成候へ共、其筋にも難参
趣有之、御中屋敷江御普請被仰付之外無之ニ付、御差凶等調被仰付、御普請取懸り之
御沙汰相成候事、

(1) 田安徳川宗武五女節姫の萩藩主毛利重就世子(四男)治親への輿入れ。

(小口)
二二一

御普請銀御手当之事

一、此度御普請御催ニ付、御入用銀御差込前を以、凡之積被仰付候処、先六百五拾貫目程之積相成候付、地方江追々繰出之御沙汰相成候、尤御作事ニ付而之小々御入用有之儀ニ候へ共、是等之類は前積難相成候ニ付、右銀高江は積り込不相成候、左候而追々積相成候処、今百人拾貫目追積相成、御仕送り相成候之様、福原与三左衛門罷下候節、地方江被仰越、両条合八百三拾貫目之辻、追々御仕送り相成候事、

(小口)
二二二

御作事懸り役人追々被仰渡候事

檜崎五兵衛

右、江戸方御手元役より此度江戸御中屋敷御普請頭人役被仰付之通、(明和七年)寅閏六月

廿四日、於御国被仰渡、御差込一卷、御普請銀御手当御用、猶又御台所一棟・

長局(3)二棟、於御国切組就被仰付、諸郡より材木切出、切組相済、江戸大廻り(4)を

以被差越、右之外江戸ニ而遣方被仰付候上廻り野物・丸木類・板類・ひしき竹(5)

・蕨縄(6)・釘類・上野土等(7)ニ至迄、繰出御用一件相済候之上、江戸可被差登との

(2) じかた。ここでは萩藩毛利家の国元を指す。

(3) ながつぼね。奥女中の住居。

(4) 瀬戸内海から紀伊半島を迂回して江戸に到る海上輸送。

(5) 竹を押しひしいで平板状にしたもの。

(6) 蕨の根茎でつくった縄。黒色で弾力があり水に強い。

(7) 上野は萩郊外の地名。良質な粘土の採取地。

御事にて、^(明和八年)翌卯三月五日御国出足、江戸被差登候事、

御留守矢倉方⁽⁸⁾

原田小右衛門

右、檜崎五兵衛御国御用有之、着府無之内、正月上旬より御普請御用懸り被仰渡、三月廿五日五兵衛着府迄頭人座所勤被仰付候事、

波多野庄左衛門

右、大検使役江戸勤懸り之内より、此度御普請引除として被差出之通、寅十二月十四日被仰渡候事、

金山藤兵衛

右、此度御普請御用之御材木、於大坂御買上就被仰付、為検使役彼地被差登之通、寅十月廿八日被仰渡、十一月五日出足、同十八日着坂、滞留之内、此度御作事役人とシテ直様江戸被差登之通被仰渡、翌卯三月六日大坂出足、同月廿七日江戸着之事、

真鍋伊右衛門

右、此度御作事方役として江戸被差登之通、寅十一月廿三日被仰渡、同十二月十四日出足、正月五日江戸着之事、

榎村判九郎

右、今般御普請二付、頭人筆者役として被差出、江戸江も被差登之通、於御国被仰渡、寅十二月廿日より日々出勤、翌卯二月十六日出足被仰付候、且又江戸大廻之御材木、於兵庫積替就被仰付、彼地まで同月廿三日着、日数廿日滞留、

(8) 矢倉方は江戸屋敷において金穀物品の出納や工事を管轄した。御留守は藩主が国元滞在中で江戸屋敷不在の時期のことをいう。

(9) 矢倉方が管轄する金穀物品の出納を監督し、配下に中取方・勘定方・作事方を置いた。

三月十三日同所出足、同月廿五日着府之上、御作事方をも兼帯被仰付之通被仰渡候事、

中谷幸右衛門

右、江戸詰懸りより御作事方検使役として被差出之通、四月廿三日被仰渡候事、

村上又右衛門

右、今般御普請二付、御用之御材木於大坂御買上就被仰付、棟梁役より買方とシテ彼地被差登之通、寅九月廿一日御沙汰相成、同十一月五日御国出足、同月十八日着坂滞留之内、身柄被為対謹功、士御雇⁽¹⁰⁾ニ被仰付、小検使役并棟梁兼帯被仰付、直様江戸被差登之通被仰渡、翌卯三月十六日彼地出足、同月廿七日江戸着之事、

棟梁

引頭佐右衛門

右、寅六月廿三日御内用として御差込御用被仰付、同十一月五日御国出足、大坂被差登、御材木買方見合とシテ滞坂被仰付、同十二月廿三日彼地出足、翌卯ノ正月五日江戸着之事、

棟梁

村上猪左衛門

右、今般御普請二付、棟梁役とシテ江戸被差登之通、寅十一月五日被仰渡、翌卯二月十日御国出足、三月七日江戸着之事、

添棟梁

古屋勘六

(10) 士雇（さむらいやとい）は、諸士の二三男や勤功を積んだ町村の役人層などを士分として

て出仕させた萩藩独自の制度。

同

佐伯喜左衛門

右、今般御普請ニ付江戸被差登之通、寅十月十五日被仰渡、翌卯二月十日御国出足、三月七日江戸着之事、

御国大工

喜兵衛

右、萩より江戸被差登候御材木上乘として被差登候処ニ、於兵庫御材木積替被仰付、大船積廻相成候付、上乗人数残り候故、彼地より上陸仕、御供立之内江相加り、江戸着仕事、

御国大工

十右衛門

同

八左衛門

右、今般御普請ニ付、卯二月十日御国出足、三月七日江戸着之事、

(小口)
〔四〕

御作事方役人中并棟梁・会所手子誓紙被仰付候事

起請文前書之事

一、今度御中屋敷新御作事就被仰付、私共儀、夫々之御役被仰付被差出候、大段之御作事之儀ニ候へは、御役筋ニ付面々身ニ引請、何分御為宜敷可遂其節之旨、奉得其意候事、

一、御作事御造佐入^{〔作〕}、御普請之致シ方、往々御持方之儀相考、彼是勘弁仕、少々之儀ニ

(11) うわのり。運賃積みめの廻船に同乗して積荷を管理する責任者。

ても御費無之様ニ可奉遂其節之旨、奉得其意候事、

一、就御役筋被仰付候趣奉得其旨、何分之儀時々申伺相勤候段、勿論之儀ニ御座候へ共、御為ニ付存寄候儀有之候は、不残心底可申上之通、奉得其意候事、

付り、手子之者⁽¹²⁾・立肝煎其外至まで、勤方之善悪見及ひ候之処、御心得ニも相成儀と存付候之儀有之候は、尖ニ可申上、尤手子之者共江も誓紙可申付之通、奉得其意候、且又私共手前之儀ニ付、筋悪敷儀有之由被聞召及候は、先御内々ニ而御尋被成可被下候事、

一、御奉公御為筋を忘却仕、同役其外申合、御用被仰付候諸町人・諸職人之手前を臆員仕、聊私かましき儀仕間敷之旨、奉得其意候事、

付り、右之者共より音物引受候之儀は勿論、於宅ニ茶・たはこ之外一切給申間敷候事、

一、同役其外ともニ、就御用候而は段々是非を争ひ申儀御座候へ共、聊不存遺恨、互我意を退ケ、他之申方能々勘弁仕、御為宜敷方ニ落着仕候之段、本意之儀ニ御座候、諸事無心疎申談、一和仕可相勤之通、奉得其旨候事、

一、此度御作事ニ付、御密事をも追々被仰聞儀ニ御座候へハ、全他言仕間敷之通、奉得其意候事、

右、偽於申上者、

神文⁽¹⁴⁾

(12) てご。下働き要員として諸役に付けられた中間（ちゅうげん）など。

(13) するどに。きびしくの意。

(14) 起請文は誓約する内容を記した前書（まえがき）と、それを破った時には神仏の罰を受けると記した神文（しんもん、罰文とも）とから成るが、後者は長文かつ定型的であるため写しでは省略されることが多い。

明和八卯

三月

金山藤兵衛

真鍋伊右衛門

榎村半九郎

檜崎五兵衛殿

起請文前書之事

一、此度御中屋敷新御普請就被仰付候、私共儀棟梁役被仰付、大段之御作事之儀御座候へは、私共心得肝要被思召候間、御造佐入、尤御作事之依致方、往々御持方善悪有之儀御座候之間、兩条之勘弁仕、御為宜敷様に可遂其節之旨、奉得其意候事、

一、此度御普請ニ付被仰付候御用筋、全違犯仕間敷、就中御作事方其外御役人衆江対シ無礼不仕、半間中一和仕、御用ニ付候而は随分是非を争ひ候とも、聊不存遺恨、我意を退ケ、他之申方能々勘弁仕、御為宜敷方ニ落着仕候段、本意之儀ニ御座候間、面々其心得ニ而可相勤旨重畳被仰渡、奉得其旨候之事、

付り、御国大工共数人被召登候、仕役之儀、御費無之様吟味仕、差引廉直ニ可申付之旨、奉得其意候事、

一、御作事調方之儀、善悪私心得ニ有之儀ニ候条、御手作事之分は不及申、請負方、⁽¹⁶⁾木当・仕口等能々見分仕、⁽¹⁷⁾聊疎略仕間敷旨、奉得其意候事、

一、御作事調方之儀ニ付、一旦被仰付候儀ニ而も、後年御持方不宜儀と存寄候儀御座候

(15) おてさくじ。藩直営の作事。

(16) 木取（材木から所要の寸法の部材を切り出すこと）の意か。

(17) しぐち。二つ以上の部材を角度を付けて接合すること。直線方向に接合する継手（つぎて）に対する。

は、不殘心底御内意可申上之旨、奉得其意候、且又私とも手前之儀ニ付、筋悪敷儀共有之由被聞召付候は、先御内々ニ而御尋被成可被下候事、

一、御為筋を忘却仕、同役間其外申合、御用被仰付候諸町人・諸職人之手前を最眞仕、聊私かましき儀仕間敷之旨、奉得其意候事、

付り、右之者共より音物⁽¹⁸⁾引受候之儀は不及申、於宅茶・たはこ之外一切給申間敷候事、

右、偽於申上者、

神文

明和八卯

棟梁

三月

引頭佐右衛門

同

村上伊左衛門

添棟梁

古屋勘六

同

佐伯喜左衛門

檜崎五兵衛殿

起請文前書之事

一、今度御中屋敷新御作事就被仰付候、私共儀会所手子として被差出候、大段之御作事之儀ニ御座候へハ、御役筋ニ付面々身ニ引受、聊疎略不仕、諸事御費無之様可遂所勤之旨、奉得其旨候事、

(18) いんもつ。贈り物。

一、御役筋二付被仰付候趣、不依何事奉得其意、惣而对御諸士中無礼不仕、何分御差図を請、相勤候段は勿論之儀ニ御座候へ共、御為ニ付存寄候之儀御座候は、心底可申上之通、奉得其旨候事、

付り、私共手前之儀ニ付、筋悪敷儀有之由被及聞召候は、先御内々にて御尋被成可被下候事、

一、御奉公御為筋を忘却仕、同役其外申合、御用被仰付候諸町人・諸職人之手前を最上仕、聊私かましき儀仕間敷之旨重畳被仰渡、奉得其意候事、

付り、右之者共より音物引受候儀は勿論、於宅茶・たはこ之外一切給申間敷候事、

一、同役其外就御用候而は段々是非を争ひ申儀も御座候へ共、聊不存意恨、互我意を退ケ、他之申分能々勘弁仕、御為宜敷方ニ落着仕候段、本意之儀ニ御座候、諸事無心疎申談、一和仕可相勤之通、奉得其意候事、

一、此度御作事ニ付、御密事をも追々被仰聞儀ニ御座候へハ、全他言仕間敷之通、奉得其意候事、

右、偽於申上者、

神文

明和八卯

大庭武右衛門組

三月

源助

宇野彦兵衛組

八郎右衛門

重松八兵衛組

久治郎

飯田九郎右衛門組

久之進

金山藤兵衛殿

真鍋伊右衛門殿

槇村判九郎殿

〔小口〕
〔五〕

御作事会所并大工木屋建調之事⁽¹⁹⁾

一、有掛り之御厩御当分明居申ニ付、中程より西之方江四間座を張、符込所等相調、会所ニ相用ひ、引続御用達諸町人其外居所并竈屋相調、大工木屋之儀は御厩江取付、片屋ね曾木葺ニシテ三間ニ二十間程、猶又前通り江御厩間数同様に、曾木葺一棟相調、大囲ひ竹やらひを結び、木戸を付調候事、

〔小口〕
〔六〕

新御普請御斧始之事

一、正月廿一日吉日ニ付、御斧始被仰付、於会所作法之通、造酒瓶子壺⁽²⁰⁾対、懸鯛⁽²¹⁾、昆布、
鰯、鏡餅、熨斗、散米、長柄之銚子相備之、大工引頭佐右衛門、小工御国大工金右衛門、糸引町棟梁竹田門左衛門相勤之、畢而懸り之役人中、并手子中・立肝煎・諸職人・町夫等迄、煮鰯ニテ御酒被下候事、

一、瓶子一對

一、懸鯛一折

右、若殿様江可差上候哉之段相伺候処、伺之通可被仰付との御事ニ付、右両種差上候事、

(19) こや。小屋に同じ。固屋とも書く。

(20) へいじ、へいし。酒を注ぐのに用いられた徳利状の容器。

(21) 二尾を対にした干鯛。

一、錫徳一対

一、鯛一向ひ

右、佐世六郎左衛門殿江差出候事、

〔小口〕
〔七〕

古御家解除之事⁽²²⁾

一、御有懸り之古御家解除就被仰付候、正月十日より取懸り、御雇人数を以過半解除相成候処、同月廿四日公方様増上寺御仏詣⁽²³⁾二付、向河岸通り御通路被成候御事二候へは、解除之所半途ニ而は見苦敷、御目障にも相成候二付、解残之所百八十坪程受負ニ申付不残解除、廿二日切に相済候事、

百八拾坪解除

代金拾貳両也、

受負^{鳶頭} 吉兵衛

〔小口〕
〔八〕

深川鶴歩町御屋敷江材木小屋建調之事⁽²⁴⁾

一、御国より大廻りを以被差登候板類・曾木・ひしき竹・松丸木等、余分之儀二付御屋敷内置所無之候故、鶴歩町御屋敷江三間ニ三十間之木屋建調被仰付、大廻り御材木着船之度々、元船より上荷船を以直様右之木屋江差越、彼御屋敷預り高須茂右衛門檢使役二付、何分之べり被仰付、追々御用次第御中屋敷江引越被仰付候事、

(22) 萩藩では御殿部分の建物をとくに御家と呼んでいる。

(23) 二代將軍徳川秀忠（寛永九年〔一六三二〕正月二十四日薨）の百四十年忌法要。

(24) 深川鶴歩町（かくほちょう）屋敷は萩藩が明和七年（一七七〇）正月に上田藩松平家より買得した町並地の抱屋敷。坪数一万八九五四坪。

木屋建調・解除約束ニシテ、⁽²⁵⁾

長門屋

代金拾九両壹歩

太郎左衛門

〔小口
九〕

稻荷社引直之事

一、稻荷社有懸り之所ニ有之候而は、此度御普請之御住居取難相成候付、唯今之所引直可被仰付との御事にて、有来り之俣引直、拝殿之儀は及大破候付、新規建替被仰付、并鳥井・玉籬共ニ新規調相成、社中ニ有之候小社等も其俣ニて引直、右御普請間神体をハ仮殿を調、八眷舎江移置、社地之地突等相成、地鎮御祈禱、円明院江執行被仰付、御普請御成就之上、遷宮之節も右同院江取行被仰付候事、

右、引直拝殿建替共一式受負代金三拾三両三歩、

河内屋

喜右衛門

一、惣御普請御成就之上、石鳥井殿様より御寄附、同之額若殿様より御寄附相成候事、

代金拾両也、

和泉屋

次郎兵衛

但、此金之儀は、新御作事払物代之内を以払方被仰付候事、

〔小口
十〕

上水呼戸樋堀調之事

(25) 約束は、ここではまとめての意。

(26) たまがき。神社の社殿や境内の周囲にめぐらす垣。

(27) 屋敷西側の表長屋に設けられていた施設。詳細不明。

(28) 麻布下屋敷の中に堂宇を構えていた真言宗寺院。毛利家から寺領を与えられていた。

一、上水戸樋間数九拾八間壺尺七寸、松之忒間七寸角、内法三寸四方彫、樋継手駒之頭⁽²⁹⁾
同木大サ壺尺七寸ニシテ、輪壺尺忒寸、厚サ六寸ニシテ堀埋、出升壺ヶ所、松大サ内
法式尺五寸四方、深サ四尺、木厚サ忒寸五歩、深サ八尺、檜葉ニシテ、埋升七ヶ所同
断ニシテ、井ヶ輪^{〔側〕}四ヶ所、檜葉五寸忒枚わり、高サ五尺、口差渡三尺五寸、底付ニシ
テ、化粧ヶ輪堀埋一式受負、

但、水道筋之儀は御差図ニ委敷相見候付、爰ニ不記候事、

代 金六拾五兩壺歩

銀六十七匁五分

山崎屋

好兵衛

〔小口〕
「十一」

堀抜井戸壺ヶ所堀調之事⁽³⁰⁾

一、御台所近ニ堀抜井戸無之候而は難相成候付、新規調被仰付候、井ヶ輪木品檜
葉五寸角忒枚わりニシテ、高サ五尺、口差渡シ三尺五寸ニシテ拾忒ヶ輪入、捨
払三ツ入、堀方ともに一式受負ニシテ堀調被仰付候事、

代金四拾兩壺歩

桶屋

治右衛門

〔小口〕
「十二」

御蔵三ヶ所新規建調、同二ヶ所簀返之事⁽³¹⁾

(29) こまのかしら。ごみなどを除去するため配管の接続箇所⁽³¹⁾に設けられた二重の枘。

(30) 地下の不透水層を掘り抜いてその下の滞水層の水を汲み上げる井戸。萩藩中屋敷があつ

た外桜田一帯は低地で、浅い層からは良水が得られなかった。

(31) すがえし。素返とも書く。部材を再利用して建て直すこと。

一、御裏御納戸蔵三間梁二六間一棟、地形根切三尺余ニシテ、栗丸太そろはん捨⁽³²⁾
 土台を入、砂利石老間二四斗樽を以五盃宛入、矢倉胴突十六人懸りを以突堅メ、
 石垣玄蕃石小敲⁽³⁵⁾にして突立、建調之儀は、檜葉上木を以削立、合掌作りニシテ⁽³⁷⁾
 仕調、壁之儀は御国上野土を以塗立一式受負、

代金貳百八拾五両三步貳朱

軸方⁽³⁸⁾ 長門屋
 太郎左衛門

石方 いつみや
 二郎兵衛

地形 鳶頭
 吉兵衛

一、御表・御裏御納戸蔵中仕切有之、式間半二六間一棟、地形・軸方其外仕様同
 断ニシテ一式受負、

代金貳百五拾七両

軸方 河内屋
 喜右衛門

石方 和泉屋
 二郎兵衛

地形 鳶頭
 吉兵衛

一、御表御道具蔵式間半二六間一棟、地形・軸方其外仕様同断にして一式受負、

代金貳百八拾老両

(32) 萩藩では表御殿に対する奥御殿を裏御殿、御裏などと呼んだ。

(33) じぎょうねぎり。基礎の形に合わせて地面を掘る工事。

(34) 地中に打ち込んだ杭の上にかけて渡した横木。算盤木。

(35) 敷石や蓋石に用いる長方形の板石。

(36) こたたき。石の表面仕上げの方法。石鑿で細密な平行線を刻む。

(37) 斜材である又首(さす)を用いて組んだ小屋組。

(38) 軸(軸組)は建物の骨組。

福田屋
孫八

一、御表御道具蔵式間梁二五間一棟、有掛り之通ニシテ簀返諸一式受負、
代金五拾兩也、

同人

一、御裏御道具蔵式間梁二六間一棟、中ノ口之前江引直、有懸り之通り簀返諸一式受負、

代金八拾壹兩

長門屋
太郎左衛門

〔小口〕
〔十三〕

御長屋五棟并籠塀建調之事⁽³⁹⁾

一、西表側有懸り御長屋石垣共二大破ニ付解除、石垣新規突立、御有懸り之八春舎を其俣右之所江引直、続折廻シ御長屋十三間半、少々古木取合建調、外惣腰瓦を置、漆喰塗ニシテ屋ね棧瓦葺⁽⁴⁰⁾ニシテ一式受負、

代金

長門屋
太郎左衛門

一、御裏御門長屋式間半二十三間半一棟、石垣并御門通敷石共二新規仕調、御長屋之儀は大概新規、少々古木取合建調、外輪腰瓦^(側)を置、惣漆喰、屋ね棧瓦葺ニシテ一式受負、

代金五拾七兩壹歩

(39) かがべい。門の両側などに設けられる駕籠に似た形状の塀。

(40) さんがわら。方形で波形の瓦。平瓦と丸瓦を合体させたもので、軽量かつ安価であったため江戸時代中期以降広く用いられた。

釜屋
甚七

一、北側内御長屋三間梁ニ壹間之庇付、桁行三十三間一棟之内、有懸り御長屋十六間、長局一棟十間、是又有懸り之分を仕繼、猶又新規仕繼六間取合三十二間、惣地福建ニシテ、合掌作、屋ね裏板、惣棧瓦ニシテ一式受負、

代 金百七拾五兩壹歩
銀八百五拾壹匁五分

釜屋
甚七

一、東表御長屋式間半梁ニ壹間之庇付、桁行式拾九間一棟、御有懸大破および候
ニ付、惣簀返シ・住居替、⁽⁴²⁾尤地形有懸り石垣江五寸通り突添共ニ一式受負、

代金百八拾七兩ト拾三匁
式拾六兩式歩・壹匁

長門屋
太郎左衛門
関屋
九兵衛

一、稻荷社之脇内御長屋、有懸住居替、西向之入口を東向ニ仕替、惣取繕、尤右之内式間半口風呂屋仕調ともに一色^{〔式〕}受負、

代金拾七兩也、
石崎
文蔵

一、南外輪籠塀六十六間半、内外腰板を打、渋墨塗、惣漆喰塗、屋ね棧瓦葺ニ仕調一式受負、

代金百四拾九兩三步式朱
釜屋
甚七

(41) じふく、地覆。柱間の最下に置かれる横木。

(42) すまいがえ。内装等の変更。

(小口)
「十四」

於大坂御材木御買上、大廻りを以江戸被差越候事

一、榎上木貳万三千八百六拾貳才⁽⁴³⁾朱

代銀貳拾八貫六百三拾四匁六分四厘

一、同中木貳万三千三百貳拾八才朱

代銀貳拾壹貫貳百九拾四匁三分

一、同下木壹万五千五百四拾五才

代銀九貫貳百三拾六匁

一、杉丸太、槻・檜・杉板之類

代銀拾三貫九拾九匁八分七厘

大坂より江戸迄運賃

拾貫三百拾壹匁壹厘

惣合八拾貳貫六百九匁六分

右御材木、於大坂御買上被仰付、御勝手ニ宜敷候付、檢使金山藤兵衛買方ニシテ、村上又右衛門被差越、程能御買入相成、大廻りを以江戸被差越候事、

(小口)
「十五」

御台所一棟・長局二棟之切組材木并松板・杉曾木・ひしき竹・蕨縄・上野

土・釘類、大廻船を以江戸被差登候事

一、松丸木百七拾三本

(43) 才・朱は材木の量をはかる単位。一才は一寸×一寸×一間または二間。一朱はその十分

の一。

但、熊毛中宰判之分、⁽⁴⁴⁾

一、杉曾木六百把

此船七百弍拾石積壹艘

但、熊毛宰判浅江船頭太兵衛船、舸子七人共、⁽⁴⁵⁾以上八人乗、御国より江戸まで大廻り、

上乘

御手舸子

勘右衛門

受負

伊藤忠左衛門

一、松角木百七拾四本

但、都野郡之分、

一、杉曾木弍千把

此船五百五拾石積壹艘

但、室積浦船頭好右衛門船、舸子七人乗、以上八人、

上乘

長見藤左衛門

御手舸子

理兵衛

受負

伊藤忠左衛門

一、松角木弍百三本

但、中関宰判之分、

一、松六歩板百坪⁽⁴⁶⁾

(44) さいばん。才判・裁判とも。萩藩領における村落支配の中間組織で、一代官の管轄する領域をいう。

(45) かこ。加子などとも書く。水夫のこと。

(46) 材木の量をはかる単位。一坪は六尺×四尺×三尺。

一、杉曾木千百五拾把

此船三百八拾石積壹艘

但、三田尻佐五右衛門船、沖船頭門⁽⁴⁷⁾右衛門、舸子五人共、以上六人乗、

上乗
御手舸子
源七

受負
伊藤忠左衛門

一、松角木五拾三本

但、小郡宰判之分、

一、同丸木七百六拾壹本

但、山口宰判之分、

一、同角木拾五本

但、三田尻宰判之分、

一、同角木拾本

一、同丸木三拾七本

但、山口宰判之分、

一、同角木五拾八本

但、滑山之分、

此船千石積壹艘

但、小郡竹屋吉兵衛船、沖船頭吉右衛門、舸子十三人共、以上十四人乗、

上乗
野村与一左衛門

御手舸子
幸助

受負
伊藤忠左衛門

一、松角木九拾七本

(47)

實際に船に乗り込む運航の責任者。船主を居船頭と呼ぶのに対していう。

一、同丸木百拾五本

但、山口宰判之分、

一、同角木四拾九本

一、同丸木百本

但、徳地滑山之分、

一、同角木拾七本

但、三田尻宰判之分、

一、同六歩板五百坪

一、杉曾木六千式百五拾把

此船七百石積老艘

但、中熊毛宰判室積浦惣右衛門船、舟頭・舸子共十人乗、

上乘

脇五郎左衛門

御手舸子

権左衛門

受負

伊藤忠左衛門

一、松角木・丸木共百六拾四本

但、山口宰判之分、

一、同九拾式本

但、滑山之分、

一、同丸木百四拾八本

但、中関宰判之分、

此船三百四拾五石積老艘

但、三田尻槌屋六右衛門船、沖船頭嘉兵衛、舸子五人共、以上六人乗、

上乘

御手舸子

政七

受負

伊藤忠左衛門

一、松角・丸木百三本

但、山口宰判之分、

一、同四拾八本

但、滑山之分、

一、同三百四拾八本

但、中関宰判之分、

此船三百四拾九石積老艘

但、三田尻豊田屋茂右衛門船、沖船頭惣右衛門、舸子五人とも、以上六人乗、

上乗
御手舸子
又右衛門

受負
伊藤忠左衛門

一、松角・丸木九拾九本

但、山口宰判之分、

一、同八拾老本

但、滑山之分、

一、同式百六拾五本

但、中関才判之分、

此船三百四拾五石積老艘

但、三田尻槌屋平右衛門船、沖船頭孫兵衛、舸子五人ともに、以上六人乗、

上乗
御手舸子
弥三右衛門

受負
伊藤忠左衛門

一、松角・丸木百式拾八本

但、山口宰判之分、

一、同五拾壹本

但、滑山之分、

一、式拾壹本

但、中関才判之分、

一、同六步板五拾坪

一、同並六步板百拾坪

一、杉曾木八百把

此船三百八拾石積壹艘

但、三田尻槌屋彦四郎船、沖船頭七左衛門、舸子七人共二、以上八人乘、

上乘

御手舸子

介右衛門

受負

伊藤忠左衛門

一、松角・丸木七拾四本

但、山口宰判之分、

一、同七拾本

但、滑山之分、

一、同板百貳拾坪

一、杉曾木八百把

此船三百三拾五石積壹艘

但、三田尻槌屋彦四郎船、沖船頭吉右衛門、舸子五人共、以上六人乘、

上乘

御手舸子

又右衛門

受負

伊藤忠左衛門

一、松角・丸七拾三本

但、山口宰判之分、

一、同七拾六本

但、滑山之分、

一、同式拾壹本

但、中関宰判之分、

一、同六步板百式拾坪

一、杉曾木八百把

此船三百四拾九石積壹艘

但、三田尻槌屋忠右衛門船、沖船頭忠左衛門、舸子五人共二、六人乗、

御手舸子

上乘

八左衛門

受負

伊藤忠左衛門

一、松板六百五拾坪

一、三寸釘壹万式千本

一、同式寸同四拾九万八千本

一、五步同式拾七万千式百本

右、船木舟頭清兵衛船を以、從萩江戸迄大廻り二而被差廻候事、

小川市右衛門組

上乘

源助

萩町人

受負

上田伝兵衛

一、松板七百坪

一、ひしき竹五百四拾坪

一、蕨縄百三拾束

一、五寸釘壹万六百本

一、四寸同壹万四千五百本

一、三寸同式千本

一、式寸同式拾壹万式千本

一、檜皮三寸六步釘五千四百本

右、船木宰判藤曲り船頭藤左衛門船を以同断、

上乗 林文左衛門組 源左衛門

萩町人 上田伝兵衛 受負

一、松板六百坪

一、ひしき竹四百六拾坪

一、蕨縄百式拾束

一、五寸釘三千式百五拾本

一、四寸同式千三百本

一、三寸同壹万三千本

一、式寸同拾壹万五千五百本

一、檜皮三寸六步同式千本

右、船木宰判藤曲り船頭藤左衛門船を以同断、

上乗 御蔵元付 弥三右衛門

同 小川市右衛門与 新七

上田伝兵衛 受負

一、松板六百五拾坪

一、五寸釘壹万千六百五拾本

一、四寸同式万四千四百五拾本

一、式寸同拾五万六千七百四拾本

一、壹寸五步同式拾壹万式千五百本

一、五步同壹万本

一、檜皮三寸六步同三万三千百本

右、船木船頭佐太夫船を以同断、

上乗 賀屋九郎左衛門組 与七

一、八尺椀百三拾八本⁽⁴⁸⁾

一、壺間寄せ敷居式百人拾五挺⁽⁴⁹⁾

一、壺間椀式百拾本

一、式間椀貫式百式拾五挺⁽⁵⁰⁾

一、式間より壺間物迄瓦座百式拾四挺⁽⁵¹⁾

一、壺間二階根太六百五本

一、式間より壺間物貫六百三拾五挺

一、草槓式間椀貫三拾四挺⁽⁵²⁾

一、式間より壺丈迄間柱五拾五挺⁽⁵³⁾

一、式間より壺丈迄椀七百七拾三本

一、壺間割根太千三百九拾五挺

一、式間より八尺迄割落式拾八本

一、式間木取七拾九挺

一、壺間押入根太六拾四本

(48) たるき（垂木）。軒から軒にわたして屋根板または屋根下地板をうける木。

(49) よせじき。畳または板敷の端と壁との境目に敷居と同じ高さに取り付けた横木。畳の場

合は畳寄せとも。

(50) えんぬき。縁柱や縁束をつなぐ貫。

(51) 軒瓦の下にある横木。

(52) 高野槓または翌檜（あすなろ）の異名。

(53) まばしら。大きな柱の間にある小さな柱。

一、壺間ぬめ敷居三拾七挺⁽⁵⁴⁾

一、草槓壺丈根太六本

一、松式間すみ木式拾式本⁽⁵⁵⁾

一、壺丈同拾六本

一、式間より八尺迄縁首三拾壺挺

一、楯木⁽⁵⁶⁾大小三拾五本

一、九尺之敷居・鴨居拾式挺

一、壺間同三百七拾九挺

一、式間より壺丈迄柱八拾八本

一、式間より半間迄梁・桁百拾三本

一、楯大小三拾式本

一、式間より九尺迄柱七拾六本

一、式間貫五拾挺

一、式間より壺間迄梁・桁百六拾六本

一、揚り首壺挺

一、式間椽首三挺

一、三間より壺間迄梁・桁百七拾式本

一、楯大小八拾五本

一、式間より八尺迄柱四拾八本

(54) 溝を付けていない敷居。無目（むめ）敷居。

(55) 隅木。屋根の隅棟の下に取り付けて、垂木の上端をうける木。

(56) つかぎ。木偏に短で束の意。梁の上や床下に立てる短い柱。

- 一、老丈之前包⁽⁵⁷⁾、雨覆共大小拾挺⁽⁵⁸⁾
- 一、老丈之品板六挺
- 一、椀大小百四拾四本
- 一、式間より老間迄大床足堅メ共百拾八本⁽⁵⁹⁾
- 一、式間より老間迄柱七拾五本⁽⁶⁰⁾
- 一、老間より式間迄差鴨居八拾五本⁽⁶¹⁾
- 一、老間より式間迄二階縁首七挺⁽⁶²⁾
- 一、肘木拾三⁽⁶³⁾
- 一、腕木式本⁽⁶³⁾
- 一、式間半之大柱式本
- 一、草槓式間角老挺
- 一、莖包五俵 但、くさひ入、
- 一、同五俵 但、椀大小八拾ウ入、⁽⁶⁴⁾
- 一、同老俵 但、とつこ七拾六入、

(57) 破風の狐格子の最下端に付く水平材。

(58) あまおおい。主要な部材の上に乗せて雨水を切るための板。

(59) おおどこ。大引の古称で根太を支える角材の横木。

(60) 床下で柱の間に取り付ける横木。

(61) さしがもい。柱に柄(ほぞ)差しにした背の高い鴨居。

(62) ひじき。柱上にあり軒を支える組物の一部材。水平材で斗(ます)または桁をうける。

(63) うでぎ。柱や梁から突き出して桁などを支える材。

(64) 独鈷柄(どっこほぞ)。両面に車知留め(しやちどめ、仕口の種類)のためのくびれを持つ長柄のひとつ。

- 一、差図板大小九枚
- 一、式間さし杖(65)四本
- 一、老丈之同老本
- 一、老間同老本
- 一、松式間角三挺
- 一、同老丈角五挺

以上、

右、御裏中ノ口・御用所・長局式棟、於御国切組被仰付、大廻りを以江戸被差登候分、

拾八貫四百三拾目四分六リン

但、御国山立木萩廻り切出シ賃之分、

拾八貫九百弍拾五匁

但、萩より江戸迄大廻り運賃之分、

三拾六貫六百四匁弍リン五毛

但、御国山立木松板切出し、杉曾木切出シ、枌手間共代、

弍拾八貫目

但、江戸大廻り賃之分、

以上、

(小口)
「十六」

御普請ニ付御祈禱被仰付候事

一、此度之御普請大段之御事ニ付、御無難御成就、且大廻り御材木船等海上無難

(65) 長さを測る杖の意か。

之為、円明院江御祈禱執行被仰付、御札守被差出、猶又役人中江も懷中守被差出、銘々相渡候事、

一、銀壹枚⁽⁶⁶⁾

円明院

右、御祈禱為御布施被下之候、此銀之儀は御作事銀之内を以払方被仰付、
榎村半九郎彼守持参相渡候事、

〔小口〕
「十七」

火消道具用意之事

一、此度之御普請大段之御事ニ而、御屋敷中取ちらし候儀ニ候へは、火ふせき之御手当として、火ノ御番御用之火消道具借受之、諸所江配り置き、懸り之役人中并惣人数手配り之儀、兼而其沙汰相成居候事、

一、御屋敷内諸所江番所立置、昼夜廻り番仕せ、火用心之儀手堅令沙汰候、少々
二而も風立候節は、役人中も夜中代ルく廻番仕、御上屋敷よりも河野十内并諸打廻り追々被差廻候事、

〔小口〕
「十八」

諸職人江御酒被下候事

一、春已来諸職人其外数日苦勞仕候儀ニ付、昼休之節塩肴ニ而御酒被下候、座席も無之事ニ付、八春舎之前江長ク台を調、請方く之棟梁見合差引仕、給させ候事、

右、惣人数四百人余也、

(66)

銀一枚は四三匁。

御裏御門石橋懸替二付公儀御作事方衆見分罷越候事

〔普請〕

一、御裏御本門并切手門江石橋懸調相成候付、最前御添屋敷之用心口ニケ所ニ懸り居候石橋を、此度新規御門之所江懸替之儀、図面を以御願出相成、五月八日、左之御役人中被罷越、見分相成候処、懸替候而随分宜敷由被申候、左候而、東之御物見におひて一汁三菜之御懸相被差出候、右賄之儀は御上屋敷御台所より仕出相成、御入目之儀は御普請銀之内を以払方被仰付候事、

御普請方改役⁽⁶⁹⁾

熱田善八

宮崎団七郎

同下役同心

(67) この中屋敷は隣接する大名・旗本屋敷との相対替によって敷地を拡張して来たが、宝暦

十一年（一七六一）小城藩鍋島家との相対替の後はこの作事が行われるまで元の屋敷境の溝が残存し、新規に拡張した部分は御添屋敷と呼ばれていた。明和七年（一七七〇）の年記をもつ「江戸新シ橋御中屋敷差図」、およびそれとほぼ同時期の「御中屋敷指図」（いずれも山口県文書館所蔵毛利家文庫、作事記録研究会編『萩藩江戸屋敷作事記録』に複製図所収）にはその境溝が描かれており、「是ヨリ御添屋敷」という書き込みも見られる。

(68) かけあい。軽い食事。

(69) 以下六人は検分のためやって来た幕府普請方の役人。この三年前の明和五年（一七六

八）に道奉行が廃止され、江戸の道路・堀川・上水などの管理業務が普請方に移管された。普請方改役はその組織改編の際に普請方下奉行とともに新設された役職。地割棟梁はもともと普請方に所属していた役職で、徳川家康の江戸入部の際に浜松から随行した大工らがその始祖とされる。

小嶋源右衛門

内田源四郎

同地割棟梁

上野伴蔵

清水要蔵

公儀人

田坂太郎左衛門

同本ノ

張 半蔵

御作事方

榎村半九郎

〔小口〕
二十

御表御座ノ間御柱立之事

一、御表御座ノ間御柱立就被仰付候、吉日円明院江考被仰付候処ニ、五月八日吉日之由申出相成候ニ付、作法之通飭相調、御規式相濟候、右見え懸り之所江仮座を調、頭人を始、役人中列座、畢而会所おひて右各御熨斗頂戴仕候事、

大工

引頭佐右衛門

小工

佐伯喜左衛門

加へ 御国大工
十右衛門

御柱立御規式入用物覚

一、白広折壺束⁽⁷⁰⁾

但、幣紙・包紙之分、

一、散米九合

一、造酒式升

一、さらし壺疋 弓弦相成分、

一、真綿三拾目

一、苧三拾目

一、扇七本

一、水引式拾把 赤キ色ヲ除、

一、鯛式枚

一、昆布壺把

一、熨斗壺把

一、白木膳式枚

一、同三方式枚

一、同小角式枚⁽⁷¹⁾

一、瓶子壺対

一、長柄銚子 加へともニ飭付、

一、三度土器六ツ⁽⁷²⁾

一、瓦式枚

(70) 広折(ひろおり)は長門・安芸地方で生産された紙。束(そく)は紙を数える単位で十

帖分のこと。一帖は紙の種類によって二十枚から百枚まで様々な数え方がある。

(71) こかく、こかく。三寸四方の小さな板の折敷。

(72) 盃として使う普通の大きさのかわらけ。三度入りとも。

一、曾木式杖

一、中繩式把

以上、

〔小口〕
二十一

〔益田〕
隼人殿より御作事方江御酒被差送候事

一、御作事懸り之役人中并手子中其外数日遂苦勞候付、御酒可被下之由ニ而、樽
壹挺四斗入・鯛一折被差送候付、今日御柱立も有之候故、於会所頭人を始、懸
り之役人中并諸手子・立肝煎中・小使等迄給之させ、猶七歩已後残り居候請負
方諸職人江も届次第給させ候事、

〔小口〕
二十二

御表地鎮御祈禱之事

一、御表地鎮御祈禱就被仰付候、円明院江日柄考被仰付候処、五月八日吉日之由
申出ニ付、御座ノ間・御寢所之地江幕圍ひ仕、四間四方仮座を調、東向ニ檀を
飭、暮時分より勤初り、五ツ半時終、殿様・若殿様より御代拝被差出、五兵衛^(橋崎)
其外役人中麻上下着用ニて、幕圍ひ之内迄迎送り罷出候、且又円明院之儀ハ兼
々時齋⁽⁷³⁾之儀ニ付、夜食等之不及仕出候事、
一、御祈禱場出勤之人数左之通、

殿様御代拝 国司備後

若殿様同 木梨平左衛門

出頭

(73) じさい。僧侶が非時食戒を守って、午後食事をしないこと。

三浦内左衛門

御目付

平川吉兵衛

御作事役人中

御陸目付

石川喜兵衛

記録所筆者

山田喜兵衛

坊主衆耆人

一、御祈禱畢而御代拝相濟、内左衛門を始順々拝仕、棟梁四人江も拝被仰付候事、

一、銀貳枚

円明院

一、金百疋宛⁽⁷⁴⁾

同宿三人

右、御祈禱為御布施被下之候事、

御祈禱ニ付入用物覚

一、鎮瓶貳⁽⁷⁵⁾ツ

一、五色石

一、五色糸

但、此貳廉之儀ハ、於江戸調六ヶ敷趣有之ニ付、御国ニて調被仰付候之事、

(74) 一疋は錢十文。ここでは計算上の単位である永錢（永樂錢）の意で使われている。永四

貫文（四千文） || 金一両なので、金百疋（永一貫文）は金一分に当たる。

(75) ちんびょう。鎮物（しずめもの）を納める容器。

一、五宝⁽⁷⁶⁾

金三匁

銀三匁

瑠璃式匁

琥珀式匁

真珠式匁

一、五香

沈香一両

白檀一両

龍腦壹匁

丁字一両

鬱金一両

薰陸三両

一、五薬

赤箭半両

茯苓半両

石菖根半両

人参一匁五分

白芥子一両

天門冬半両

一、五穀

粃壹升

白胡麻壹升

大麦壹升

菘豆⁽⁷⁷⁾壹升

一、五色絹 各壹尺宛、

一、供物

仏供米三升

小豆壹升

カヤ壹升

餅米五升

栗壹升

砂糖壹斤

一、晒式疋

一、広折式束

一、半夜生蠟燭拾五挺

一、小手桶式ツ 三升入位、

一、小柄杓式ツ

(76) 以下五穀までは鎮瓶に入れて埋納する鎮物。合わせて二十種物という。

(77) 緑豆、りよくとう。

一、鍬杓挺

一、櫛杓把

一、花籠杓ツ

一、五度土器四拾ウ

一、糸編こも六枚

一、近江表式枚

以上、

(小口)
「二十三」

御表御座ノ間御棟上、御裏御殿御柱立、同御門御棟上、御表御蔵御棟上之事

一、御表御座ノ間御棟上就被仰付候、円明院江吉日御考させ被成候処ニ、六月朔日吉日之由申出候付、右同日御裏御柱立・同御門御棟上・御表御蔵をも一同ニ軽キ御規式可被仰付哉之段相伺候処、伺之通四ヶ所一同ニ可被仰付との御事ニ付、左之通夫々及沙汰候事、

一、御表御座ノ間御棟上を始、四ヶ所之御規式順々相調候節、見え懸り之所江仮座を調、頭人・檢使・役人中着座、畢而会所上ノ間ニ(益田)而隼人殿江御のし出之、頭人を始、役人中・棟梁、加ニ罷出候御国大工・町棟梁三人迄順々御熨斗頂戴、引続御棟上江相備候長柄銚子にて造酒頂戴、此時棟梁柄仕候事、

一、行器(78)一荷宛 水飯入、

一、瓶子一对宛 造酒入、

外ニ壺斗樽一ツ宛添之、

(78) ほかい。食物を入れて持ち運ぶ円筒形で足付きの容器。

一、懸鯛一折宛 二喉積⁽⁷⁹⁾

殿様

若殿様江

右、御棟上御祝可差上哉之段、前廉相伺候処、差上候様との御事二付、両御殿記録所江榎村半九郎持せ罷越、榎崎五兵衛出頭衆江致演説差上候事、

一、重箱耆組 水飯入、

一、錫徳一对 造酒入、

一、懸鯛一折 二喉積、

益隼人殿江

右、榎村半九郎持せ罷越、取次江演説ニおよひ相渡候事、

一、前廉伺相成候通、諸士中・棟梁まで水飯へき居、胡麻塩・御吸物^{ふき}こち・さかな一種^{あち}す漬・御酒被下之、足輕以下江は水飯・鯛にしめニ而御酒被遣候、御用達諸町人江は水飯・御吸物・御酒被下、諸職人・町夫中江水飯・するめのしにめにて御酒被下之候、諸士中・足輕以下諸職人其外惣人数左之通、

益隼人殿

神保与右衛門

杉山十左衛門

平川吉兵衛

右、東ノ御物見ニて御祝差出候事、

井上与左衛門

原田小右衛門

田中九郎右衛門

中嶋一郎兵衛

竹内弥七郎

右、会所上ノ間ニ而同断、

榎崎五兵衛

波多野正左衛門

(79)

喉(こん)は魚を数える単位。

金山藤兵衛

真鍋伊右衛門

榎村半九郎

中谷幸右衛門

村上又右衛門

右、会所上ノ間先座明キ候而同断、

弘中忠兵衛

河野十内

国司藤右衛門

飯田源兵衛

山田喜兵衛

石川喜兵衛

坊主衆兩人

右、同所同断、

棟梁 引頭佐右衛門

上御屋敷同 野口一郎右衛門

麻布同 佐伯三郎左衛門

棟梁 村上伊左衛門

古屋勘六

佐伯喜左衛門

右市郎右衛門・三郎右衛門義八、御棟上当日御用無之候へ共、棟梁

役之儀二付、被召出候事、

右、会所二ノ間二而同断、

足輕以下諸手子・小使・同増共、

四拾人

御作事御用達諸町人

三拾人

諸職人・町夫其外

六百人余

上下惣人数

七百人余

一、御棟上・御柱立四ヶ所ノ役割左之通、

御表御座ノ間御棟上

大工

引頭 佐右衛門

小工

佐伯 幸左衛門

加へ

森 惣右衛門

御裏御柱立

大工

引頭 佐右衛門

小工

古屋 勘六

加へ

御国 大工

八左衛門

御裏御門御棟上

大工

引頭 佐右衛門

小工

佐伯 喜左衛門

加へ

御国 大工

喜兵衛

御裏御蔵御棟上

大工

村上伊左衛門

小工

古屋勘六

加へ

御国大工

十右衛門

御表御棟上入用覚

一、白広折式束五帖

但、御幣三本、包紙共、

一、神鏡三面

一、御鏡餅三重ね

但、五升取ニシテ台居、

一、扇子拾式本

一、真綿百目

一、苧百目

一、昆布壺把

一、鯛式向ひ

一、熨斗三把

一、懸鯛式懸

一、懸帶式筋⁽⁸⁰⁾

赤キ色を除、

(80)

神仏に祈る時肩に掛ける帯。

- 一、懸錢式貫文
- 一、さらし壺疋 弓二張之弦、
- 一、蒔餅三百六拾ウ
- 一、蒔錢三百六拾文
- 一、散米三升六合
- 一、水引大把壺わ 赤キ色を除、
- 一、式之膳三枚
- 一、柳樽壺荷
- 一、上り三方式枚
- 一、並同三枚
- 一、切足膳壺枚
- 一、かち栗三合
- 一、梅干六ツ
- 一、塩少し
- 一、めやし豆壺合
- 一、造酒三升
- 一、瓶子壺対
- 一、長柄銚子 加へ共、饅付けニシテ、
- 一、青紙壺帖
- 一、土器式拾ウ
- 右、御棟上壺饅之分、
- 一、いわ半餅壺重ね 五升取ニシテ、
- 一、こんふ壺把
- 一、懸鯛式枚

一、鳥目壺貫文 何れも台居ニシテ、

右、御棟上江相備、小工江被遣分、

御裏御柱立入用物覚

一、白広折壺束

但、幣紙・包紙とも二、

一、散米九合

一、造酒式升

一、さらし壺疋

一、苧三拾目

一、真綿三拾目

一、扇子七本

一、水引式拾把 赤キ色を除、

一、するめ式枚

一、こんふ壺把

一、のし壺把

一、白木膳式枚

一、同三方式枚

一、同小角式枚

一、瓶子壺対

一、長柄銚子 加へ共、饅付ニシテ、

一、瓦式枚

一、曾木式枚

一、中繩式房

以上、

御裏御門御棟上入用物覚

- 一、 広折壺束五帖
- 一、 御鏡餅三重ね
- 一、 あふ(扇)ぎ八本
- 一、 真綿壺ふくろ
- 一、 さらし壺疋
- 一、 苧弍拾目
- 一、 懸鯛弍枚
- 一、 するめ五枚
- 一、 こんぶ弍枚
- 一、 熨斗弍把
- 一、 白青水引拾五把
- 一、 散米壺升弍合
- 一、 造酒弍升
- 一、 懸錢壺貫文
- 一、 蒔錢三百六拾文
- 一、 蒔餅三百六拾ウ
- 一、 三度土器拾五
- 一、 瓶子壺対
- 一、 塗三方五枚
- 一、 切足膳六枚

以上、

御表御蔵御棟上入用物覚

- 一、 広折壺束五帖
- 一、 御鏡餅三重ね
- 一、 真綿壺ふくろ
- 一、 あふき八本
- 一、 さらし壺疋
- 一、 苧式拾目
- 一、 懸鯛式枚
- 一、 するめ五枚
- 一、 こんふ式把
- 一、 熨斗式把
- 一、 懸錢壺貫文
- 一、 蒔錢三百六拾文
- 一、 蒔餅三百六十ウ
- 一、 白青水引拾五把
- 一、 散米壺升式合
- 一、 造酒式升
- 一、 三度土器拾五

以上、

一、 御棟上二付被成御祝御目録被遣候人数左之通、

一、八木式俵(81) 老歩引(82) 大工 引頭佐右衛門
 一、金貳百疋 同 小工 佐伯喜左衛門
 一、同百疋 同 加へ 森 惣右衛門

右、御表御座ノ間御棟上相勤候ニ付、被成御祝被遣候事、

一、金百疋 同 大工 村上伊左衛門

一、銀三兩(83) 同 小工 古屋勘六

一、同貳兩 同 加へ御国大工 十右衛門

右、御表御蔵御棟上相勤候ニ付同断、

一、金百疋 同 大工 引頭佐右衛門

一、銀三兩 同 小工 佐伯喜左衛門

一、同貳兩 同 加へ御国大工 喜兵衛

右、御裏御御棟上相勤候ニ付同断、

一、金百疋 同 鳶頭 吉兵衛

右、最初より鳶之者・町夫雇出仕、身柄ニも日々罷出、見合仕候付同断、

一、御棟上相濟候ニ付、被成御祝、御目錄被下候役人中并足輕以下左之通、

一、銀三枚 老歩引 檜崎五兵衛

一、同貳枚 同 波多野庄左衛門

一、金貳百疋宛 同 金山藤兵衛

真鍋伊右衛門

(81) はちぼく。米のこと。

(82) 当時萩藩は財政逼迫のため、祝儀等を規定の額より一定の割合で削減して支給していた。

(83) ここでは重量の単位。銀一両は四匁三分（一六グラム余）。

榎村半九郎

一、銀五兩 同 中谷幸右衛門

一、金百疋 同 村上又右衛門

一、銀貳拾目 同 同人

但、又右衛門儀は老人別而遂苦勞候二付、格別之御沙汰を以被下候事、

一、銀五匁宛 同 会所手子 四人

一、同五匁宛 同 足輕立肝煎 六人

一、同老兩宛 同 増立肝煎 貳拾老

一、同四匁宛 同 頭人打廻り手子 貳人

一、同貳匁宛 同 檢使手付 七人

一、同貳匁宛 同 頭人小使 老

一、同貳匁宛 同 御作事小使 四人

以上、

〔小口〕
〔二十四〕

日笠被差免候事

一、地道御作事有之節は日笠不被差免儀二候得共、当年は別而大暑、殊数日之儀、

何れも難凌ニ付相伺候之処、御了簡を以、役人中并足輕以下諸職人・町夫等迄、

当御普請中計日笠被差免候事、

〔小口〕
〔二十五〕

(84) じみち。臨時ではなく平常の。

香薰散⁽⁸⁵⁾被下候事

一、当年別而大暑、御普請中数日多人数相集ル儀ニ候へは、病人等有之候ては御急之御普請御差問⁽⁸⁶⁾ニも相成儀ニ付、三御屋敷詰居之御医師中江被仰付、香薰散調合仕、差出候様ニ御沙汰相成、御作事方江御渡相成、役人中并足輕以下諸職人・町夫等まで四五日ニ一度宛渡方被仰付候事、

^(小口)
「二十六」

若殿様御普請為御見分可被遊御出との御事ニ付問ケ状⁽⁸⁷⁾、同被遊御出候事

奉伺候事

一、御中屋敷御本門より被遊御入、一往東御物見江被遊御出、御物見より御歩行にて御式台通り御座敷江可被遊御通り哉、

一、御座敷廻り被遊御覧、御庭より馬場通り御裏之地面・御門等被遊御覧、御台所之脇通り、内御長屋之前、外御長屋之方江御通り、御物見江可被遊御帰哉、

一、私・波多野庄左衛門、御迎送り共御門内江罷出候様可被仰付哉、且又御作事懸之役人中之儀も御門内江罷出、御往来共控居候様可被仰付哉、

一、御屋敷内・御座敷共被遊御覧候節、私義御先江御案内申上候様可被仰付哉、

六月十四日

檜崎五兵衛

右之廉々伺之通被仰付候事、

若殿様被遊御出候次第

⁽⁸⁵⁾ こうじゅさん。ナギナタコウジュの茎や葉を干して作った暑気払い・解毒のための粉薬。

⁽⁸⁶⁾ 萩藩領では「さしつどい」と読んでいた。意味は差し支えと同じ。

⁽⁸⁷⁾ といかじょう。箇条書き形式の伺書。

一、御普請いまた半途二候へ共、御屋ね葺調相成、座板等張調候付、若殿様御見分可被遊との御事二而、六月十五日御日並も宜敷候付、七歩已後被遊御入、御座ノ間江御有相之畳を敷、御床江御熨斗三方出之置、前廉問ヶ条之通、被遊御入候節より初中後五兵衛御案内申上、御往来共御迎送り仕、尤五兵衛始、懸り之役人中麻上下着用二而罷出候、左候而、於御物見御菓子・吸物被召上候、御作事懸役人中江も御吸物・御酒被下之、夜二入被遊御揚候事、

〔小口〕
〔二十七〕

若殿様被成御意、御作事懸り之諸士中并諸職人其外御酒被遣候事

一、五兵衛・波多野庄左衛門、御用有之候間、御部屋罷出候様申来、罷出候処、杉山十左衛門相授候ハ、御中屋敷御普請過半相調候付、此間被遊御覧候処、皆々心遣遂出情候付宜敷致出来、御満足ニ思召候、依之懸り之役人中并足輕以下諸職人・町夫等至迄、無残御酒被下候との御事二候、右賄仕出之儀は御棟上之節之通ニシテ、御作事方江御頼被成度候間、追而御入目付出候様ニとの儀ニ付、御吸物をハ受負仕出ニ申付、御酒之儀は直買任せ、仕出之沙汰ニおよひ候事、

檜崎五兵衛 波多野正左衛門

大楽宗溪 金山藤兵衛

真鍋伊右衛門 榎村半九郎

中谷幸右衛門 村上亦右衛門

御部屋大検使役見合出勤

河村伊右衛門

(88) 床板のこと。

(89) しょちゆうご。物事の初め・中ごろ・終わり。初めから終わりまで。

隼人殿御密用役出勤懸り

河野十内

右、御吸物・鮓肴一種ニ而御酒被下候事、

棟梁・添棟梁

四人

町棟梁・受負方御用達

七人

右、御吸物・鯛にしめニ而御酒被下候事、

足輕以下諸手子・後付・小使共

三拾七人

右、鯛にしめニ而御酒被下候事、

諸職人・町夫

四百五拾人

右同断、

惣人数五百拾人程、

^(小口)
「二十八」

御慎ニ付御普請被差止候事

一、^(徳川宗武)田安中納言様御逝去ニ付、⁽⁹⁰⁾六月五日より同十一日迄鳴物音曲停止被仰付、作

事留は五日より同七日まで被差留之通、⁽⁹¹⁾大公儀御触有之候ニ付、右之通三日之

(90) 御三卿田安家の初代徳川宗武は、娘節姫の輿入れを前にして明和八年（一七七二）六月

月四日に死去した。

(91) 萩藩では自藩のことを公儀と呼び、幕府はそれと区別する場合大公儀と呼び分けた。

間御普請被差止候、地突之儀は声立候之儀ニ付、五日より十一日迄被差止候事、

(小口)
二十九

御裏地鎮御祈禱之事

一、御裏地鎮御祈禱就被仰付候、吉日円明院江考被仰付候処、六月廿三日吉日之由申出相成候ニ付、御座之間・御寢所江先格之通御祈禱所相調、円明院并同宿三人暮時分御祈禱始り、五ツ時分終り、左候而御代拝有之、五兵衛始、其外迎送り先格之通罷出候、夫より三浦内左衛門始順々拝仕、諸事御表地鎮之通相調候事、

殿様御名代

国司備後

若殿様御名代

木梨平左衛門

記録所役

三浦内左衛門

御目付

平川吉兵衛

檜崎五兵衛

波多野庄左衛門

金山藤兵衛

真鍋伊右衛門

槇村半九郎

中谷幸右衛門

山田喜兵衛

進藤半左衛門

御表坊主衆
式人

一、御両殿様江御供物白木三方居にして、翌朝榎村半九郎記録所迄持参仕、差上候事、

一、右二付、御祈禱入用物之儀は、前廉御表地鎮之節一同御用意相成居候付、爰二不記候事、

一、銀貳枚

円明院

一、金百疋宛

同宿三人

右、御祈禱御布施トシテ被下候事、

(小口)
「三十三」

御裏御殿御棟上之事

一、御裏御座ノ間御棟上被仰付候付、円明院江吉日御考させ被成候処ニ、七月九日御日柄宜敷之由申出相成候付、諸事御表御棟上之通被仰付之由、兼而御伺相成、其通及沙汰候事、

一、御裏御座ノ間棟鰯、棟梁方作法之通相調、左之人数相勤之、左候而御裏御殿より御棟上見懸り之所江御表出頭衆・御部屋番頭衆・御直目付衆・御目付衆、其外列座也、

但、隼人殿(益田)今日御出之筈ニ候之処ニ、病氣ニ付御出無之候之事、

一、五兵衛其外檢使・御作事懸り之役人中、御棟上見へ懸り之所仮座を拵、畳を敷列座仕、畢而会所上ノ間ニ而、頭人を始順々御熨斗・御酒頂戴之、此時棟梁御熨斗出之、長柄御銚子、杓をも棟梁仕候、引続棟梁中并御棟上江懸り候御国大工共同席ニ而、御熨斗・造酒頂戴仕せ候之事、

一、御役人通江は於御物見御祝差出候之筈之処、(毛利重就六男親著)定次郎様被成御出候付、御物見にて不相成候故、最前之席ニ而御祝ひ水飯・御吸物・鮓肴一種ニ而御酒被下候

事、

一、頭人を始、懸り之役人中、於会所ニ御祝之水飯・御吸物・鮓肴一種、御酒被下之、足輕以下江は水飯・鯛にしめ、御酒被遣候、御用達諸町人之儀は、水飯・御吸物・鯛にしめ、御酒被遣、諸職人・町夫江は水飯・鯛にしめニて御酒被遣候、諸事御表御棟上之格ニ被仰付、於趣は御表御棟上之記録ニ委敷相見候付、不具候事、

上下惣人数七百人余

但、此度御普請之儀は以之外御急キニ付、諸職人其外人懸大段之人数之儀故、前々御棟上之惣人数よりハ余分相増候事、

御棟上ニ付入用物覚

一、白広折式束五帖

一、神鏡三面

一、御鏡餅三重ね 五升取ニシテ台居、

一、扇子拾式本

一、真(綿)ハた百目

一、苧百目

一、こんふ壺把

一、するめ式向ひ

一、熨斗三把

一、懸鯛式懸

一、懸帶式筋 赤キ色を除、

一、懸銭式貫文

一、さらし壺疋 弓二張之弦、

一、蒔銭三百六拾文 台居ニシテ、

一、蒔餅三百六拾 斗桶式ツニ入、

一、散米三升六合

一、水引壺把

一、白木膳三枚

一、柳樽壺荷

一、上り三方式枚

一、三方三枚

一、切足膳壺枚

一、かち栗三合

一、梅干六ツ

一、塩少し

一、めやし豆壺合

一、造酒三升

一、瓶子壺対

一、長柄銚子 加へとも二、

一、青紙壺帖

一、土器式拾

右、御棟上一棟之分、

一、祝餅壺重ね 五升取ニシテ、

一、こんふ壺把

一、懸鯛壺懸

一、鳥目壺貫文

但、いづれも台居ニシテ、

右、御棟へ備へ、小工江被下候分、

一、行器壺荷宛 水飯入、

一、瓶子壺対宛 造酒入、

一、懸鯛一折宛

但、外ニ壺斗樽壺つ添之、

右、御両殿様江

右、御表・御部屋記録所江榎村半九郎持せ参、五兵衛出頭衆へ相對、御棟上御祝ひ差上候段、及挨拶候之事、

一、重箱壺組 水飯入、

一、錫徳壺対 造酒入、

一、懸鯛一折

右、 益隼人殿江

右、榎村半九郎持せ参、取次江致相對、御棟上御祝ひ差出候段、及挨拶候事、

〔小口〕
三十一

御普請為御見分若殿様御中屋敷被為入次第

一、御普請内造作過半成就候而、若殿様七步前被遊御出、御見分被成候、其節五

兵衛御案内として御先江罷越、直様東ノ御物見へ被遊御出、御菓子・御吸物被

召上、五ツ時分御揚り被成候、尤再遍御出之儀ニ付、五兵衛初其外御迎送り共

ニ平服⁽⁹³⁾にて罷出候事、

〔小口〕
三十二

(92) うちぞうさく。建物内部に付属する天井や床の間、戸障子などの建具や裝飾。

(93) 小袖のこと。

御両殿様御普請為御見分被遊御出候次第

一、殿様今日七歩以後御普請為御見分被遊御出、御式台より被成御揚、御座ノ間御熨斗御取被成候、初而被成御入候付、五兵衛初役人中麻上下着用候而、御門内御迎送り仕、夫より五兵衛御先江御案内申上、御屋敷内をも被成御覽、御物見ニて御菓子・吸物被召上、御作事懸り役人中江御肴二種、御酒被下候事、

一、若殿様御事、殿様よりは御先へ被成御出、御揚りも御跡より六ツ半時分被成御揚候、掃除等之儀は御普請中之儀故、大概障りニ相成候竹木等片付候而相済可申候との御事ニ付、其通取計ひ候之事、

(小口)
「三十三」

御裏御本門砂利留為見分公儀御役人衆被罷越候次第

一、御裏御本門砂利留出来ニ付、公儀御普請下奉行衆、其外左之人数被罷越、公儀人并本々役共出合見分相成候処、出来宜との儀候事、左候而西ノ御物見へ申請、懸相之料理被差出、引取被申候事、

御普請方下奉行

伊藤金十郎

同改方

豊嶋左兵衛

同下役

若山半左衛門

同下役

山形忠次郎

同下役

市瀬左平次

同地割棟梁

安川善蔵

此御方より出会之役人

公儀人

井上肇

同本々

大中市左衛門

御作事方

榎村半九郎

〔小口〕
三十四〕

(徳川家治室、閑院宮直仁女)
御台様薨御二付御普請被差止候事

一、御台様八月廿日薨御二付、作事留被仰付候由御沙汰有之、廿日より廿六日迄御普請被差止、廿七日より常之通御作事被仰付候事、

〔小口〕
三十五〕

御家堅墓目御祈禱(94)粟屋舎人修行被仰付候事

一、御表御殿御普請御成就二付、於御座之間墓目御祈禱被仰付〔(欠損)〕、前廉より別火(95)ニ而、御殿内粟屋舎人其外手伝之人数共入込被仰付、賄之儀は御台所より入込、仕出被仰付候、左候而八月十六日御祈禱満シ、御代拝左之通、

〔94〕 家堅（やがため）は建物が竣工した時に行う儀式。墓目（ひきめ）祈禱は射た時に高音

を發する鐺矢を使って行う祈禱。

〔95〕 日常用いている火による穢れを忌んで、神事などに際して炊事の火を別にすること。

殿様御代拝 井原彦右衛門

若殿様同 杉山十左衛門

一、御裏御殿之儀も御座之間辺御普請出来寄二付、引続於御座之間修行被仰付候、此御祈禱之儀は、御上屋敷記録所沙汰二付、御作事方よりハ一切取揃不仕、御入用銀一卷・被遣銀ともニ、御作事銀之内を以払方被仰付候、右二付、手伝被仰付候諸士中并足輕以下迄被遣銀、左之通、

一、金五百疋宛 壹歩引、

井原小七郎

福原市之進

宍道小源太

右、御中屋敷御屋堅臺目栗屋舎人へ就被仰付候、後見手伝旁ニシテ被差出、数日別而遂苦勞候、依之格別之筋を以右之通拝領被仰付候事、

一、同式百疋宛 同断、

児玉 糺

田上平四郎

神村宇右衛門

尾寺新之允

栗屋藤蔵

小沢伊織

馬屋原小七郎

井上太郎左衛門

右同断手伝として被差出、遂苦勞二付、右之通拝領被仰付候之事、

一、銀拾貳匁九分宛 同断、

宍道二郎左衛門組

錦織与平次

三戸源之允

上山三郎左衛門組

河村金右衛門

一、同八匁六分宛 同断、

物持小使

式人

右之者共、墓目ニ付骨折候ニ付、右之通被遣候事、

右、前書之通、御普請銀之内を以仕出被仰付候事、

(小口)
「三十六」

安鎮御祈禱⁽⁹⁶⁾円明院修行被仰付候事

一、御表御普請御成就ニ付、先例之通安鎮御祈禱就被仰付候、九月朔日より三日迄円明院并同宿六人御殿入込相勤之、三日之朝御祈禱満シ候ニ付、供物・御札守白木三方居ニシテ御両殿様差上之候、此時両御殿榎村半九郎持参仕、記録所へ渡之、

一、三日之朝御祈禱満シ候而、円明院并同宿六人共、於上御屋敷御料理被下之、左之通御布施被下候事、

一、銀三枚

円明院

一、金百疋宛

同宿六人

一、御両殿様御代拝左之通、

殿様御代拝 児玉三郎右衛門

(96)

家屋の新築に際して家内の安穩を祈る密教儀礼。安鎮法、鎮宅法。

若殿様同 御歳男
久芳多門

一、此御祈禱之儀は諸事記録所沙汰にて、御作事方引受、諸沙汰仕候儀にて無之、
尤諸々入用銀之儀は、御普請銀之内を以払方被仰付候事、

一、右御祈禱入用物、於円明院調相成、代銀仕出候付、払方相成分左之通、

一、さらし壺疋ト五尺

一、白羽二重壺疋ト六尺

一、紗綾壺反

一、白綾弍尺

一、赤地綿壺尺四方

右代金弍両弍歩ト弍分

一、新丁字弍両

一、甘松弍両

一、白檀五両

一、沈香壺両

一、甘草壺両

一、薰陸壺両

一、葛壺升

一、白砂糖七斤

一、抹香壺升

此代三貫九百五拾文

一、荷ひ桶壺荷

一、小桶六ツ

一、同手桶壺ツ

一、桶大小弍ツ

一、行水桶壺ツ

一、口付小桶壺ツ

一、浄水桶式ツ

一、竹柄杓壺本

此代壺貫六百式拾壺文

一、御供物台三十式

一、白木三方九枚

一、杉折敷五枚

一、足打敷拾枚

一、御灯明台四本

一、水越^{〔漉〕}壺本

此代三拾九匁七分

一、筆式対

一、墨壺丁

一、水引式拾把

一、扇壺本

一、五穀類六品

一、仏供米八升

一、餅米八升

一、小豆七升

一、薪

一、護摩米

一、近江表八枚

一、こも式枚

一、蕙式枚

一、半夜蠟式拾五挺

一、土器百ク

一、灯油壺升

一、胡麻油壺升

一、灯心壺把

一、附木壺把

一、櫛壺把

一、さる式ツ

一、花籠壺ツ

一、しへほうき壺ツ

一、荷ひノ緒壺筋

一、木杓子壺本

(小口)
「三十七」

御裏御本門通初之事

一、十月三日吉日ニ付、御裏御本門通初就被仰付、先格之通神明社人西東左近方

へ前廉より手紙ニ而、十月三日罷越候様申遣、前々日下社家老人罷出、左之通

入用物調置候様ニと申ニ付相調、右当日御門土地江薄縁を敷、引続へ疊六疊敷、

向江檀を飭り、早朝より左近并下社家式人罷越、勤相済、小門より出、御本門

外より内へ通り初、直様中仕切御門をも軽キ被相勤、畢而御使者之間へ着座、

一汁三菜之御懸相被下之、出頭役三浦内左衛門・五兵衛一同相応及挨拶、左之

(97)

芝神明社。

通御目録被下候事、

神明社人

一、金三百疋

西東左近

一、同百疋宛

下社家式人

右ニ付入用物覚

一、御幣串三本

一、白木机式脚

一、白木三方五枚

一、造酒徳利三対

一、御備餅壺飴

一、長熨斗三把

一、土器六ツ

一、白米式升

一、薄縁五枚

一、注目縄

一、蒔銭壺貫文

一、那須大奉書壺帖⁽⁹⁸⁾

一、五色紙式拾枚宛⁽⁹⁹⁾

一、蠟燭立式通り

〔小口〕
三十八〕

(98) 下野那須地方特産の大判奉書紙。

(99) 五行思想に由来する青・赤・黄・白・黒の五色の色紙。

御裏御殿安鎮御祈禱之事

一、御裏御殿御普請御成就ニ付、安鎮御祈禱円明院江就被仰付、御表之通諸事記録所取揃ニ付諸沙汰相成、十月三日より五日迄修行相成候、賄其外諸入用ともに御表御祈禱之通ニ付不具候之事、

殿様御名代 児玉三郎右衛門

若殿様同 御歳男 久芳多門

一、右御祈禱畢而、於上御屋敷御料理被下之候上、為御布施左之通被下之候事、

一、銀三枚 円明院

一、金百疋宛 同宿六人

一、御両殿様江御札守白木三方居にして、両御殿記録所江榎村半九郎持参、相渡候事、

(小口)
「三十九」

御普請御成就ニ付両御殿并御長屋共御上屋敷御作事方へ引渡候事

(100)

一、両御殿・御長屋共御普請御成就ニ付、上御屋敷御作事方へ引渡被仰付候ニ付、上作事検使・役人呼寄せ、此方検使・役人・五兵衛儀も立会、御差図ニ引合せ、両御殿引渡之、御長屋之儀は前広より引渡相成、御引移前より固屋々々引越等之儀上作事引受、諸沙汰相成候事、

(小口)
「四十」

(100) 外桜田上屋敷と麻布下屋敷のそれぞれに作事方が置かれていた。今回の中屋敷作事によ

うに臨時で大規模な作事を担当する組織は新作事方と呼ばれ、それに対して上・下両屋敷常置の組織は根作事方と呼ば分けられた。

若殿様御引移被遊候事

一、十月十八日御引移可被遊之由、前廉より御沙汰相成、御座敷廻り其外掃除ふきぬくい等数日念を入相調、御部屋出頭・番頭其外追々見合相成、同月十五日より御奥廻り諸役人・御台所人数等入込被仰付、猶又前日六郎左衛門殿(佐世)ニも為見分被罷越、諸事御仕構相成、十八日四時分、御機嫌能被遊御入候事、

一、御引移当日迄は、諸事小々之御用新御作事方より相調、翌十九日より八会所引候而、上作事より御用向相調候、金山藤兵衛儀、御部屋御買物方へ直詰被仰付、出作事をも兼帯被仰付候付、御引移当日より御奥其外来ル御用藤兵衛承之、上作事江令通達、御用相弁候事、

(小口)
「四十一」

御普請御成就御用一卷相濟候付御目見被仰付候事

一、御普請御用一途相濟、十月廿一日殿様御出席を以、御通懸御目見被仰付候、此時御奏者名披露、六郎左衛門殿御取合有之候事、

檜崎五兵衛

波多野正左衛門

右、御対面ノ間上ノ間ニおゐて、

中谷幸右衛門

金山藤兵衛

真鍋猪右衛門

榎村半九郎

村上又右衛門

右、雁之間ニおゐて、

〔小口〕
四十二〕

御普請御成就二付被成御祝御料理被下、拝領物被仰付候事

一、於御対面ノ間上ノ間、御料理一汁二菜、外ニ香物・御肴一種・御吸物・御菓子・御茶迄被下之、出頭役三浦内左衛門為御取持被出、御当役佐世六郎左衛門殿被罷出、御念入候御挨拶、御通ひ御陣僧相勤候事、

檜崎五兵衛

波多野庄左衛門

右、御対面ノ間上ノ間着座也、

中谷幸右衛門

金山藤兵衛

真鍋猪右衛門

榎村半九郎

村上又右衛門

右、御対面ノ間二ノ間着座也、御料理御菜数前ニ同シ、通ひ御小人被差出候事、

棟梁

引頭佐右衛門

村上伊左衛門

添棟梁

古屋勘六

同

(101) 当役は藩主を補佐する家老職。国元に常駐する当職と違い、藩主の参勤交代に随行して

江戸・国元間を移動した。

佐伯幸左衛門

右、御台所御算用方ニおゐて一汁二菜之御料理・御吸物一通り、

御上屋敷棟梁

野口市郎右衛門

麻布御屋敷同

佐伯三郎左衛門

張付師

林 清右衛門

塗師

児玉権之允

右、於同所御吸物・御酒被遣候、通ひ板ノ間之者、

御作事会所手子

四人

定立肝煎足輕

六人

後付

七人

頭人手付

式人

増立肝煎

十一人

右同所跡座敷ニて同断、

頭人小使

壹人

御作事会所小使

四人

右御台所御料理所ニおゐて同断、

以上、

拝領物覚

一、御紋御上下

一、銀式拾枚 壹歩引、

檜崎五兵衛

右、今般御部屋御普請新規就被仰付候、頭人役被仰付、万端無緩せ令心遣、
宜出来、遂苦劳候、依之被成御祝、右之通拝領被仰付候事、

一、金五両 同断、

原田小右衛門

右同断、檜崎五兵衛着府より内引請令心遣、遂苦劳候、依之被成御祝、右
之通拝領被仰付候事、

一、御紋御上下

一、銀拾枚 同断、

波多野庄左衛門

右同断、引除檢使として被差出候处、昼夜無緩せ万端令心遣、宜出来、堅
固遂其節候、依之被成御祝、右之通拝領被仰付候事、

一、金式百疋 同断、

中村九郎兵衛

右、御部屋御普請御棟札調被仰付、遂苦劳候二付、右之通拝領被仰付候事、

一、同式百疋 同断、

高洲茂右衛門

右、御部屋御普請曾木板類、鶴歩町御屋敷預り被仰付、心遣仕候二付同断、
一、銀壹枚 同断、

永田意三

右、御部屋御普請中度々病人見合被仰付、菓をも差出、遂苦勞候付同断、
一、金三百疋 同断、

大樂宗溪

右、御部屋御普請二付絵調被仰付、遂苦勞候付、右之通被遣候事、
一、金三両 同断、

中谷幸右衛門

右、御部屋御普請二付検使として被差出、令苦勞候付、被成御祝同断、
一、銀五枚宛 同断、

金山藤兵衛

真鍋伊右衛門

右同断御作事方被仰付、万端無緩せ令心遣、堅固遂其節候付同断、
一、同五枚 同断、

榎村半九郎

右同断、檜崎五兵衛筆者役并御作事方兼役被仰付、万端無緩せ令心遣、堅
固ニ遂其節候、依之被对苦勞被成御祝同断、

一、金三両 同断、

村上亦右衛門

右同断、為小検使被差出、御材木為御買入大坂江も被差越、段々心遣仕候、
御入劣にも相成、御普請中大工仕役其外別而遂苦勞候、依之被成御祝同断、

一、銀三枚宛 同断、

棟梁

引頭佐右衛門

同

村上伊左衛門

一、同式枚宛 同断、

添棟梁

古屋勘六

同

佐伯喜左衛門

右同断、棟梁役・添棟梁役被仰付、無緩令心遣、致方宜出来、堅固遂其節候、仍之苦勞旁被成御祝、右之通被遣候事、

一、金貳百疋 同断、

張付師

林 清右衛門

右同断二付、御襖其外張調之令心遣候付同断、

一、銀拾五匁宛 同断、

御作事会所手子

四人

後付

七人

定立肝煎

六人

一、同三両宛 同断、

頭人手付

貳人

増立肝煎

拾老人

一、同拾匆宛 同断、

頭人小使

老人

会所小使

四人

御国大工

三人

同瓦師

老人

右同断成就二付而、被成御祝被遣候事、

右、御普請銀之内を以渡方被仰付候事、

一、金式百疋 老歩引、

青山松之助

右、御部屋御普請二付絵調被仰付、遂苦勞候付、右之通御目錄被遣候事、

一、同式百疋宛 同断、

大野四郎左衛門

平田市郎左衛門

羽仁市左衛門

右、御部屋御普請勘定之極仕、遂苦勞候二付同断、

一、同百疋 同断、

笠井孫右衛門

右、檜崎五兵衛筆者不被差出候内、御部屋御作事一件之御用遂苦勞候付同

断、

一、同百疋 同断、

飯田源兵衛

右、御部屋御普請二付御用達仕、遂苦劳候付同断、

一、同三百疋 同断、

河野十内

右、於御国諸郡被差出候御部屋御普請材木採用之心遣仕、猶御普請中も節々出勤、遂苦劳候付同断、

一、同式百疋宛 同断、

江木藤右衛門

瀬能忠治

右、御部屋御普請於御銀子方取揃、勘定仕候付同断、

一、同百疋 同断、

藤井久左衛門

右、御作事方役人着府不仕候之内、深川御屋敷江御材木水上之節数度罷越、心遣仕候付同断、

一、銀五両宛 同断、

進藤半左衛門

石川喜兵衛

右同断二付、御中屋敷諸事より仕、諸職人多人数入込候付昼夜見廻、御祈禱事之節は御殿相詰、彼是遂苦劳候付同断、

一、銀壹枚 同断、

御上屋敷棟梁

野口市郎右衛門

右、御上屋敷より御部屋御普請ニ付度々御中屋敷へ罷越、見合仕候ニ付同断、

一、金百疋 同断、

麻布御屋敷棟梁

佐伯三郎左衛門

右、御部屋御普請中、野口市郎右衛門御中屋敷罷出候ニ付、麻布より御上屋敷へ数日罷出候ニ付同断、

一、同百疋 同断、

塗師

児玉権之允

右、御部屋御普請塗物一卷見合就被仰付候同断、

一、銀八匁 同断、

御用所手子

久右衛門

右同断之節、諸控もの相調候ニ付同断、

一、同拾匁宛 同断、

直横目

嘉左衛門

勘助

右同断之節、度々御部屋罷越、見廻仕候付同断、

一、同八匁宛 同断、

下横目

三郎右衛門

曾野右衛門

二郎左衛門

六郎右衛門

文内

太郎吉

右同断之節、昼夜無緩せ令廻番、諸事氣を付、骨を折候付同断、

一、同八匁 同断、

高須茂右衛門手付

壱人

右、御普請曾木板類深川御屋敷預ケ被仰付、骨を折候二付同断、

右之通、御普請銀之内を以仕出被仰付候事、

〔小口〕
四十三〕

御用達町人中江御料理并御目錄被下候事

一、金五百疋宛

町棟梁

竹田門左衛門

木暮甚七

森 惣右衛門

右、御斧初より大工雇出シ仕、其後手間請負被仰付、身柄くにも最初よ

り日々罷出見合仕候、甚七儀は御台所建前をも受負仕候付、被成御祝、右

之通被遣候事、

一、同式百疋宛

鳶頭吉兵衛

右、最初より鳶之者・町夫雇出シ仕地突受負、其後も引続雇出仕、身柄二

も日々罷出心遣仕候付同断、

左冠

熊野平兵衛

右、両御殿壁一卷御やとひ・受負とも御用相調候二付同断、

石屋

和泉屋

二郎兵衛

右、御長屋下石垣并御蔵石垣・両御殿御式台石檀受負、其外石方一式御用相調候付同断、

福田屋

孫八

右、御蔵一棟新規建調、古御蔵一棟簀返シ、長局一棟建調、其外小々受負御用相達候付同断、

長門屋

太郎左衛門

右、西御物見続之御長屋折廻シ建調、古御蔵一棟引直簀返シ、東御長屋土居葺迄惣簀返シ一式受負仕候付同断、

河内屋

喜右衛門

右、御蔵一棟新規建調、其外請負仕候付同断、

釜屋

甚七

右、内御長屋一棟・御裏御門長屋・外輪籠塀、其外請負御用相調候付同断、
右、御上屋敷雁ノ間・竹ノ間一ト間にして右人数着座、一汁三菜、外ニ香物・吸

物一通り、肴一種、御酒三遍、御菓子・御茶迄被下之、頭人挨拶之上、右付目録、包のし相添被遣之、畢而相ノ間三ノ間江付替、六郎左衛門殿・三浦内左衛門案内ニて相応之被及挨拶、一件相済、不残退去之事、

畳屋彦右衛門

梶川伊兵衛

右、両御殿御長屋廻り共二畳一卷御用相達候事、

唐紙屋源兵衛

高木太左衛門

右同断、から紙一卷御用相達候事、

桶屋治右衛門

右、堀抜井戸新規調其外御用相達候事、

あら物屋

長兵衛

右、あら物類一式同断、

鍛冶

十右衛門

右、鉄物一式同断、

関岡九兵衛

右、銅屋ね葺調受負其外同断、

松坂屋

太右衛門

右、戸障子御用同断、

車力屋

庄八

大嶋屋

平左衛門

右、御材木引越其外車力一卷御用同断、

瓦師

平兵衛

右、瓦一卷御用同断、

山崎屋

由兵衛

右、上水一卷御用同断、

石崎文蔵

右、御長屋條補^[修]其外受負同断、

田中甚兵衛

右、張付一卷御用同断、

木挽清兵衛

右、割キ物一卷御用同断、

いつみや伊右衛門

右、小々御材木御用同断、

釜屋二郎兵衛

右、釘類其外御用同断、

屋根や

右、御料理一卷前同シ、御目錄をハ不被遣候事、

三左衛門

同

善八

右、御屋ね葺調御用相達候事、

飴屋

九兵衛

同

吉兵衛

右、釘隠・引手類御用同断、

差物屋

平兵衛

右、御火燵并御用場道具其外御用同断、

塩屋

庄三郎

近江屋

嘉兵衛

右、御畳表・縁り御用同断、

越前屋

吉兵衛

右、あふら一卷御用同断、

ひものや

伊兵衛

右、御祈禱御用物并御棟上之白木具類御用同断、

御用聞二而無之、

駿河屋

甚蔵

右、戸障子御用同断、

御用聞二而無之、

播磨屋

又三郎

右、御材木類御用同断、

福田屋孫八手代

与二右衛門

右、孫八受負丁場日々罷出、心遣仕候事、

右、御上屋敷御作事方会所二而御吸物・御酒被遣候事、

〔小口四十四〕

公儀御普請方御役人衆江御目錄被下候事

一、金三百疋宛

片木居
包のし⁽¹⁰²⁾

御普請方改役

熱田善八

宮崎段七郎

一、同式百疋宛 同断、

同肝煎役

小林源右衛門

同

内田源四郎

一、同百疋宛 同断、

同地割棟梁

(102)

へぎすえ。折ぎ折敷（へぎおしき）に載せること。

上田伴蔵
清水要蔵

右、御中屋敷御裏御門前砂利留并石橋懸替相成候節、為見分罷越候付被遣候、

一、同三百疋宛 同断、

御普請方下奉行

伊藤金十郎

同改役

豊嶋左兵衛

一、同貳百疋宛 同断、

同肝煎役

長山半右衛門

同下役

山形忠三郎

市瀬左平次

一、同百疋 同断、

同地割棟梁

安川善蔵

右同断出来栄見分として罷越候付同断、

右之通見分として追々罷越候付、御普請銀之内を以仕出被仰付候事、

(小口)
一四十五

御作事役人中并棟梁江御普請銀之内を以追々御氣を被付候事

一、銀四拾五匁 五拾目を壺歩引ニシテ、

真鍋伊右衛門

右、先達而被差登、久々壺人固屋ニ而造佐入有之二付、御氣を被付候事、

一、同百八匁 百貳拾目を同断、

榎村半九郎

右、先達而被差登候節、兵庫おゐて御用有之久々滞留、旅籠等数日之儀ニ付、旁之趣を以御氣を被付候事、

一、同九拾目 百目を同断、

地方組

久之進

右、榎村半九郎江御付被成被差登候節同断之趣、猶又兵庫より三(備前)ツ石迄御用有之、飛脚として罷越、彼是之趣を以同断、

一、銀四百五拾目 五百目を同断、

檜崎五兵衛

右、此度御中屋敷御作事頭人役被仰付、日々彼御屋敷通ひ候而相勤、別而遂苦勞、其上内証何角造佐入も有之候ニ付、此銀を盆前・九月兩度ニ御氣を付被付候事、

一、同貳百七拾目 三百目を同断、

波多野庄左衛門

右同断檢使役トシテ被差出、日々出勤、遂苦勞候付同断、

一、同百六拾貳匁 百八拾目を同断、

真鍋伊右衛門

右同断衣類其外造佐入有之、且先達而被差登候付、何角造佐入分有之、旁之趣を以、右銀を盆前・九月此兩度ニ御氣を被付候事、

一、同百三拾五匁宛 百五拾目を同断、

金山藤兵衛

槇村半九郎

中谷幸右衛門

村上又右衛門

一、同六拾七匁五分宛 七拾五匁宛を同断、

棟梁

引頭佐右衛門

同

村上伊左衛門

添棟梁

古屋勘六

同

佐伯喜左衛門

右、衣類其外造佐入有之二付、右銀を盆前・九月兩度ニ被就御氣を候事、

一、同式拾七匁宛 三拾目を同断、

金山藤兵衛

村上亦右衛門

右、大坂御材木御買入御用として彼地滞留中、造佐入有之二付、右之辻御氣を被付候之事、

一、同四拾五匁 五拾目を同断、

中谷幸右衛門

右、御普請中老人固屋ニ而罷居、造佐入有之二付同断、

一、同七拾五匁

金山藤兵衛

右、夫料根銀壹ヶ年貳百七拾目を五歩引ニシテ百三拾五匁、十二ヶ月ニわ
り、拾壹匁貳分五リンニ当ル、三月廿七日着当日より十月十八日転役前日
迄、日数六ヶ月ト廿日分、右之辻御普請銀之内を以被立下候事、

一、同七拾壹匁八分貳厘

村上又右衛門

右、夫料根銀壹ヶ年貳百五拾目を五歩引ニシテ百貳拾五匁、十二ヶ月ニわ
り、拾匁四分壹厘ニ当ル、三月廿七日着当日より十月廿五日出足前日迄日
数六ヶ月ト廿七日分同断、

一、同七拾九匁壹分壹厘

棟梁

村上伊左衛門

右同断、三月七日着当日より十月廿五日出足前日迄、日数七ヶ月ト十八日
分同断、

一、同百拾四匁三分七厘

真鍋伊右衛門

右、夫料根銀壹ヶ年貳百七拾目を五歩引ニシテ百三拾五匁、正月五日着当
日より十一月十日迄、日数十ヶ月ト五日分同断、

一、同八拾四匁三分七厘

榎村半九郎

右同断、三月廿五日着当日より十一月十日迄、日数七ヶ月ト十五日分同断、
一、同百五匁八分三厘

棟梁

引頭佐右衛門

右、夫料根銀壹ヶ年貳百五拾目を五歩引ニシテ百貳拾五匁ニ当ル、正月五

日着当日より十一月十日迄、日數十ヶ月ト五日分同断、

一、同百人拾目 式百目を壹歩引ニシテ、

村上又右衛門

右、老人ニテ令難儀候付、格別之御沙汰を以被御氣を候之事、

一、同百三拾五匁 百五拾目を同断、

添棟梁

古屋勘六

同

佐伯喜左衛門

右之者共、嫡子之身柄ニ付、御国出足前格別之御仕成も無之事故、支度銀

として借銀被仰付候処、内証差間、返納難相成ニ付、右押ニ相成分之内、

右之辻返納之所江被立遣候之事、

以上、

一、於御国材木切出候節、郡方両人所・御作事方、其外諸郡ニ而も別而遂苦勞候

面々、并大廻り上乘・御船頭衆等、少々宛御氣を被付候様ニとの儀、地方御手

元能美吉右衛門、幸江戸罷居候付、右之通令沙汰候様、委細相授候事、

^(小口)
「四十六」

足輕以下江昼飯代被立下候事

一、日別錢貳拾四文宛

御作事会所手子

四人

足輕定立肝煎

六人

頭人手付

式人

檢使手付

七人

増立肝煎

十一人

頭人小使

壹人

会所小使

四人

右、御急キ之御普請ニ付、別而骨を折、何角造佐入も有之候へ共、格別御

仕成分無之儀ニ付、昼飯代として右之辻、現出勤日計、木葉錢之内を以立

遣候之事、

一、日別錢八文宛

御作事仲人

式人

右同断之趣を以立遣候事、

〔^(小口)四十七〕

御普請懸り之人数追々御国被差下、并御番手之足輕以下組々江差返候事

御国大工

(103) こっばせん。不明だが、作事に出た端材を焚き木などとして町方に売り捌くことがあ

ったので、その収入を新作事方の日常経費に当てていたものか。

十右衛門

喜兵衛

同瓦師

三左衛門

右、御用相濟候付、十月六日出足、御国被差下候事、

御中間増立肝煎

十一人

右、御用相濟候付、十月十日組々江差返候事、

足輕定立肝煎

(一行アキ)

右同断ニ付、十月十八日組々差返候事、尤右之者共儀は、御普請ニ付帰役
とシテ被差登候へ共、御無人之由ニ付当分被差留候事、

中谷幸右衛門

村上又右衛門

棟梁

村上伊左衛門

添棟梁

古屋勘六

同

佐伯喜左衛門

右同断ニ付、十月廿五日御国被差下候事、

波多野庄左衛門

真鍋伊右衛門

榎村半九郎

棟梁

引頭佐右衛門

会所手子

羽根組

源助

大庭組

八郎右衛門

右同断二付、十一月廿一日出足、御国被差下候事、

会所小使

中屋組

式人

新六尺

式人

右同断二付、追々組々差返候之事、

以上、

〔小口
四十八〕

御屋敷間数・坪数、御家・御長屋坪数之事

一、東表御長屋通り

三拾三間五尺五寸

一、西御物見折廻シ御長屋通り

四拾間式尺九寸

一、南側

九拾間五尺七寸

一、北側

百六間三尺五寸

但、いづれも六尺間也、

惣坪数

三千五百拾四坪壹合五勺三才 (104)

一、御表御殿

三百八拾六坪半

一、御裏御殿

貳百五拾壹坪半

一、長局惣廊下・御用所辺

貳百七坪八合五勺

一、御台所一棟

八拾八坪

一、惣御長屋・御厩共二、

五百拾貳坪

御家・御長屋共惣坪数

千四百四拾五坪八合五勺

書写

藤井源吉

校合

柏村小三郎

三浦半七

(104)

幕府に届け出ていた公式の屋敷面積は三六四三坪余であったが、その数字とは相違して

いる。これは基準尺度（京間坪・田舎間坪）の違いによるものでもなく、微小な才の単位

まで算出していることからすると、作事に際して実測した結果とも考えられる。